【特定事業所集中減算に係る手続きについて】

1. 特定事業所集中減算とは

特定事業所集中減算とは、毎年度2回、居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画について 判定し、各居宅サービスについて、同一法人の事業所の割合が80%を超える場合に、すべての利用 者に対して1月につき1件200単位を半年の間減算します。特定事業所集中減算が適用されている 期間は、特定事業所加算を算定することができないためご注意ください。

なお、正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、その分を除外して計算します。

2. 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	次年度4月1日から9月30日	3月15日まで

[※]届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

※平成30年度の介護報酬改定により平成30年度の前期は、<u>4月1日から8月末日までの期間</u>に作成された居宅サービス計画から判定します。

3. 判定対象サービス(居宅介護支援事業所が給付管理する居宅サービスが対象)

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

4. 判定方法

判定期間に給付管理された居宅サービス計画(予防含まず)につき、サービスを位置付けた居宅サービスごと(※)に、最も紹介件数の多い法人(「紹介率最高法人」)に位置付けられた計画数の割合を算出し、いずれかのサービスのうち一つでも80%を超えた場合、減算適用期間は居宅介護支援費がすべて減算されます。ただし、正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、その分を除外して計算します。

※サービスが位置付けられていれば、サービス利用の有無にかかわらず算定対象としますが、居宅 サービス計画が介護報酬の請求対象とならない場合は除きます。

※通所介護及び地域密着型通所介護は、合わせて紹介率を計算することができます。

実際の計算については、「特定事業所集中減算届出書に係る計算書」等を活用してください。

特定事業所集中減算に係る届出の提出方法について

イ 特定事業所集中減算に係る計算結果が一つでも80%を超えていた場合

紹介率が80%を超えたサービスが一つでもあった場合、<u>正当な理由の有無に関係なく</u>「特定事業所集中減算届出書」及び80%を超えたサービスの「特定事業所集中減算届出書に係る計算書」等を届け出てください。

なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間は保管してください。

ロ 新規に減算となる場合又は減算でなくなる場合

新規に減算となる場合又は減算でなくなる場合は、イの必要書類に加えて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出してください。

ハ 紹介率最高法人の事業所が各サービスごとに3事業所以上の場合

紹介率最高法人の事業所が各サービスごとに3事業所以上の場合は、イの必要書類に加えて「同一 法人事業所一覧」も添付してください。

二 正当な理由を届け出る場合

正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、イの必要書類に加えて「正当な理由の範囲」を添付してください。ただし、「正当な理由の範囲」のうち⑤・⑥・⑦・⑧の理由を届け出る場合は、さらに以下の書類が必要となります。

- ⑤…「計算で除外するケアプラン等の写し」
 「利用者が事業所を希望したことがわかる書類」
 「地域ケア会議等でケアプランについて支援内容の意見・助言を受けていることがわかる書類」
- ⑥…「正当な理由の範囲に係る事業所一覧」
- ⑦⑧…「正当な理由の範囲に係る事業所一覧」 「計算で除外するケアプラン等の写し」